

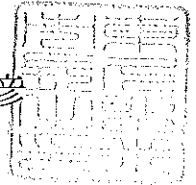
許 可 証

川越市下赤坂627番7号
株式会社 遠藤商会
代表取締役 遠藤 孝一

平成22年3月15日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第29条の規定により、下記のように許可する。

平成22年4月1日

東久留米市長 馬場 一彦



記

- | | | |
|----|------------|--|
| 1. | 収集、運搬、処分の別 | 収集及び運搬 |
| 2. | 区 域 | 東久留米市内 |
| 3. | 一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物 |
| 4. | 期 限 | 平成24年3月31日 |
| 5. | 条 件 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例並びに関係法令等を遵守すること。 |